令和5年度福島県一般会計補正予算(第4号)

令和5年度福島県一般会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,313,905千円を追加し、既提出額5,414,997千円を含め、歳入歳出予算の総額 を歳入歳出それぞれ1,356,704,293千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

			項					補正前の額	補	計			
款					垻					畑 止 削 り 領	既 提 出 額	今回提出額	μΙ
9 国	庫	支	出	金						284, 512, 711	1, 961, 558	529, 242	287, 003, 511
					1 国	庫	負	担	金	47, 697, 946	0	529, 242	48, 227, 188
12 繰		入		金						136, 965, 030	2, 024, 885	2, 610, 196	141, 600, 111
					2 基	金	繰	入	金	131, 682, 505	2, 024, 885	2, 610, 196	136, 317, 586
15 県				債						142, 214, 233	1, 047, 900	174, 467	143, 436, 600
					1 県				債	142, 214, 233	1, 047, 900	174, 467	143, 436, 600
歳			入		É	<b>=</b>		詴	•	1, 347, 975, 391	5, 414, 997	3, 313, 905	1, 356, 704, 293

歳 出 (単位千円) 補 正 額 款 項 補正前の額 計 既提出額 今回提出額 務 費 2 総 100, 840, 793 457, 646 101, 529, 439 231,000 7 防 災 費 2, 933, 566 5, 200 231,000 3, 169, 766 生 3 民 費 143, 204, 549 28, 997 1, 167, 523 144, 401, 069 4 災 害 救 助 費 3, 129, 079 1, 961, 556 0 1, 167, 523 木 費 8 土 185, 010, 723 3, 224, 925 1,615,000 189, 850, 648 2 道路橋りょう費 84, 828, 374 84, 877, 029 △ 748, 655 700,000 3 河 Ш 海 岸 費 58, 284, 790 53, 488, 013 3, 906, 777 890,000 湾 費 4 港 9, 530, 234 164, 400 25,000 9, 719, 634 11 災 害 復 旧 費 22, 379, 005 21, 719, 825 358, 798 300, 382 2 土木施設災害復旧費 16, 606, 770 268,000 16, 874, 770 3 文教施設災害復旧費 609, 754 32, 382 660, 236

1, 347, 975, 391

18, 100

3, 313, 905

1, 356, 704, 293

5, 414, 997

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳 出

出

合

計

歳

## 第 2 表 債務負担行為補正

(単位千円)

事	項	期	間	限	度	額
緊急経済対策資金(令和5年豪雨災害特別資金)損失補償		令 和 5 年 令 和 17 年				80,000

## 第 3 表 地 方 債 補 正

(単位千円)

	補	II.		前	1	補					1 47
起債の目的	限度額		利 率		限 原 原 原 既提出額	度 額 今回提出額	起債の方法	利 率	貸貨		方法
災害弔慰金等の支給・貸付	2, 333		年10% 以 内	起債日から35年以内 (据置期間を含む。)	_	41, 600	1 借入方法 普通貸借又は	年10% 以 内		から35年 期間を含	
砂 防 施 設 費	2, 319, 400	債券発行(他の 地方公共団体と	(ただ し、利	の期間において資金の 融通条件及び知事の定	_	2, 424, 400	債券発行(他の 地方公共団体と	(ただ し、利	の期間 融通条	において 件及び知	資金の
東	334, 800	む。) 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	政府資 金につ	りは、というでは、というでは、、というでは、、というでは、、というでは、、というでは、、というでは、、というでは、、というでは、、というでは、、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、	352, 800	383, 000	の共の 共同、 一次、 一次、 一次、 一次、 一次、 一次、 一次、 一次	率しで入政金い利見をたおは該し利見方借れ府にて率直行後い、見後率直式りる資つ、のしっにて当直の)	する。 の都 を し、 又	こたに償はでろだよ還借きにしり年換るに、終陥えも	県財政 上償還縮 をする
計	121, 326, 233				122, 374, 133	122, 548, 600					